

「こども誰でも通園制度(試行)」を開始します!



～令和6年7月1日から受付スタート～



子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えているとされている中で、全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、保護者の就労の有無を問わず子どもを預かる事業「こども誰でも通園制度(試行)」を開始します。

1 こども誰でも通園制度(試行)について

対象者：保育所等に通っていない**0歳6か月から満3歳未満**の子ども

利用料金：1時間あたり300円(減免制度あり)

利用時間：月10時間まで

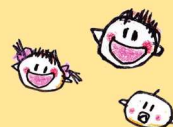
申込開始：令和6年7月1日

受入開始：令和6年8月1日 ※一部の園は9月1日以降に受入開始

申込方法：実施施設に直接申込

実施施設：市内保育所・幼稚園・認定こども園 14施設

※利用定員や実施時間等の詳細は市のホームページに掲載します(本日公開)



2 こども誰でも通園制度の特徴

こどもにとって

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- 同じ年頃のおともだちと触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じてものやひとへの興味が広がり、成長していくことができます。

保護者にとって

- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、孤独感や不安感などの解消につながり、育児の負担が軽減されます。また、こどもの成長を共に喜び合えるようになり、子育ての楽しさを実感できます。
- こどもの成長の過程と発達の状況を客観的に捉えることができ、親として成長することにつながります。

(出典：こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会 中間とりまとめ)



【問合せ先】子ども家庭局こども施設企画課 担当：鈴木(課長)、和田(係長)
TEL：093-582-2550